

# 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【交通安全環境研究所】

## ○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

## ○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10月17日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	国土交通省
法人名	交通安全環境研究所

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<b>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</b>	
<b>1. 不要資産の国庫返納</b>	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	● 保有する資産については必要最小限となっており、現時点で不要資産はないが、引き続き自主的な見直しを行う。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	
<b>2. 事務所等の見直し</b>	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	● 事務所等の運営については、必要最低限の配置とし、効率的な運営の確保を図っている。 ● 管理等業務の一層の効率化を図り、平成27年度までの5年間で一般管理費の総額を6%程度削減する。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	● 東京事務所については、真に必要なもののみとしており、効率的な業務運営の確保を図っている。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	該当なし。
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	● 保有資産の必要性について、不断に見直しを行うこととしている。

<b>3. 取引関係の見直し</b> <b>① 随意契約の見直し等</b>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>●平成19年12月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、平成20年度より真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行済みであり、平成22年度、平成23年度及び平成24年度の実績は以下のとおりである。</p> <p>平成22年度  (金額ベース) 一般競争等 595,485千円(94.8%)、競争性のない随意契約 32,439千円(5.2%)  (件数ベース) 一般競争等 111件(93.3%)、競争性のない随意契約 8件(6.7%)</p> <p>平成23年度  (金額ベース) 一般競争等 483,960千円(93.9%)、競争性のない随意契約 31,320千円(6.1%)  (件数ベース) 一般競争等 78件(92.9%)、競争性のない随意契約 6件(7.1%)</p> <p>平成24年度  (金額ベース) 一般競争等 453,707千円(93.3%)、競争性のない随意契約 32,745千円(6.7%)  (件数ベース) 一般競争等 82件(92.2%)、競争性のない随意契約 7件(7.8%)</p> <p>●平成22年6月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、一者応札・応募となる契約を減少させるため、可能な限りの公告期間の延長や予定価格作成時により多くの事業者から見積を聴取する等の措置を講じている。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	
<b>② 契約に係る情報の公開</b>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係性を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した「随意契約等見直し計画」において、契約に係る競争性・透明性を確保することとしており、これを着実に実施している。また、契約に関する情報については、ホームページにおいて公表しており、契約の透明性を確保している。</p> <p>●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室長から各府省官房長あて事務連絡)により、HPでの周知及び入札公告等への記載を行い、透明性を確保している。</p>
<b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>該当なし。</p>

<b>④ 調達の見直し</b>	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	● 守衛業務、電力契約、施設内変電施設等について、隣接する研究所と一体で契約すること等によりコスト縮減、効率化を図っている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	● 以下のとおり、取組を進めている。 ア) 必要最低限の仕様要件となるよう内部的に確認を行っている。 イ) 必要に応じてリース方式の活用を図っている。 ウ) HP等を通じた市場価格の調査、複数社からの見積もりを取得することにより、適正価格の把握に努めている。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	該当なし。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	● 「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月)等を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の検討を行っている。
<b>4. 人件費・管理運営の適正化</b>	
<b>① 人件費の適正化</b>	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	● 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準拠して役員及び職員の給与規程等を改正し、役職員の給与を削減した。 ● 「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、役員及び職員の退職手当規程を改正し、役職員の退職手当を削減した。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	● 引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取組む。  【平成25年度に見込まれる指数】 ＜事務・技術＞ 対国家公務員指数 107.1を下回る指数 対国家公務員指数(地域・学歴勘案) 109.0を下回る指数
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	● 独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、毎年度個別の額を公表しているところであり、引き続き公表する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	● 給与水準については、監事による監査、国土交通省独立行政法人評価委員会による事後評価において、チェックを行っているところであり、引き続き実施していく。

<b>② 管理運営の適正化</b>	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	● 一般管理費について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額を6%程度抑制する。業務経費について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額を2%程度抑制する。との目標を設定済みであり、この達成に向け、簡素な管理部門、効率的な運営体制の確保による業務運営コストの削減に取り組むこととしている。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	● 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	● 所要額計上分については、引き続き見積りの考え方を明確にするなど、徹底した透明化・合理化を図る。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	● 交通安全環境研究所内部監査規程に基づき、理事を委員長とする内部監査委員会を設置した上で、毎年度監査計画を定め、的確に内部監査を実施している。
<b>5. 自己収入の拡大</b>	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	該当なし。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	該当なし。
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	● 知的財産権の実施許諾の推進、研究施設の外部利用の促進、受託研究の獲得拡大及び競争的資金への積極的な応募により、収入の確保・拡大を図ることとしている。
<b>6. 事業の審査、評価</b>	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	● 研究開発課題の選定及び実施に当たっては、外部の有識者による研究評価委員会を開催し、課題の妥当性、研究手法等について評価を行っている。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	● 事前評価及び中間評価において出された意見を踏まえ、必要に応じて研究開発の見直しを行っており、研究評価結果を実施過程に適切に反映させている。 ● 研究評価の結果は、外部からの検証が可能となるようホームページにて公表している。

No. 80	所管	国土交通省	法人名	交通安全環境研究所
--------	----	-------	-----	-----------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 自動車等に係る安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効利用確保に関する国の技術基準策定等に資する研究等	役割分担の明確化、研究の重複排除	23年度から実施	<p>実使用条件におけるCO2低減のための重量車HEVの高効率回生パワートレインシステムに関する研究については、実用化の目的が明確になっていないため、廃止する。</p> <p>民間や大学ではできない調査研究（国の政策と密接に関係する自動車・鉄道の安全・環境分野における基準案の策定、施策の企画立案等に資する調査研究）に引き続き特化し、研究内容の重複排除、政策上必要性に乏しい研究の排除を行いつつ事業規模を縮減する。</p> <p>なお、国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す。</p>	2a	<p>実使用条件におけるCO2低減のための重量車HEVの高効率回生パワートレインシステムに関する研究については、平成22年度をもって中止。</p> <p>国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映するための研究等に特化し、重点化を図るとの方針を明確にし、研究企画会議において、提案課題が社会ニーズ及び選定方針に合致しているか等の観点で事前評価を行っている。また、行政が参画する課題選定・評価会議を設置・運営し、各課題の内容が国の行政施策との関連において適切であるか審議を行っている。上記により、民間や大学ではできない調査研究に特化するとともに、研究内容の重複排除等が図られている。</p> <p>交通安全環境研究所は、自動車等の基準策定支援研究、自動車等の型式審査業務、リコール技術検証等の業務を実施する我が国唯一の機関であり、他法人との重複はなく、従来より、上記による調査研究の特化、重複排除等を担保してきたところであるが、その旨を第3期中期計画においても明記するとともに、平成25年度開始の研究開発課題の事前評価においても、交通安全環境研究所が実施する必要性や重複排除の観点から評価を行ったところ。</p> <p>「国土交通省の所管する6研究開発法人及び国土技術政策総合研究所の業務のうち、類似性・親和性があるものについては、重複の排除等を行うとともに、総合的・横断的視点から事業を実施できるよう抜本的にその在り方を見直す」（独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針）とされていることや総合科学技術会議等における研究開発法人の改革に係る新たな制度の検討等を踏まえ、平成23年度からの中期計画において、「国土交通省所管の独立行政法人及び関連する研究機関の業務の在り方の検討については、今後の独立行政法人全体の見直しの議論等を通じ、適切に対応する」としているところである。</p> <p>なお、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において、自動車検査独立行政法人と統合することとされた。しかし、「平成25年度予算編成の基本方針」（平成25年1月24日閣議決定）において当面凍結・再検討とされたところ。</p>	<p>引き続き、研究企画会議において、提案課題が社会ニーズ及び選定方針に合致しているか等の観点で事前評価を行うとともに、行政が参画する課題選定・評価会議を設置・運営し、各課題の内容が国の行政施策との関連において適切であるか審議を行うことにより、民間や大学ではできない調査研究に特化するとともに、研究内容の重複排除等を図る。</p> <p>自動車検査独立行政法人との統合について、自動車検査独立行政法人は、個々の自動車の特性に合わせて、迅速かつ正確に保安基準適合性について審査を行っている。</p> <p>これに対し、交通安全環境研究所の自動車審査部は、大量生産される自動車の流通使用過程に入る前の安全性等について保安基準適合性の審査を行っており、例えば衝突試験による安全性の基準適合審査等、自動車検査において実施しない審査も行っている。また、研究領域やリコール技術検証部では、基準策定に係る調査・研究や不具合の原因について技術的な検証等を実施している。</p> <p>このように自動車検査独立行政法人と交通安全環境研究所はそれぞれ異なる専門性を有する組織であり、その統合については、交通安全環境研究所の業務・体制上、その実現可能性や効果につき慎重に検討する必要がある。</p>
02 鉄道等に係る安全の確保及び環境の保全に関する国の技術基準策定等に資する研究等						
03 自動車のリコール技術検証業務	効率的な実施体制の検討	23年度以降実施	<p>自動車リコール技術検証業務・審査業務の強化に当たり、自動車検査独立行政法人の人員やノウハウ等既存の資源を活用するなど、業務の効率化を見据えた実施体制を検討する。</p>	2a	<p>「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において自動車検査独立行政法人と統合することとされたが、「平成25年度予算編成の基本方針」（平成25年1月24日閣議決定）において当面凍結・再検討とされたため、改めて自動車リコール技術検証業務・審査業務の効率的な実施体制のあり方について検討しているところ。</p>	<p>自動車検査独立行政法人は、個々の自動車の特性に合わせて、迅速かつ正確に保安基準適合性について審査を行っている。</p> <p>これに対し、交通安全環境研究所の自動車審査部は、大量生産される自動車の流通使用過程に入る前の安全性等について保安基準適合性の審査を行っており、例えば衝突試験による安全性の基準適合審査等、自動車検査において実施しない審査も行っている。また、リコール技術検証部は、不具合情報の調査・分析等不具合の原因について技術的な検証を実施している。</p> <p>このように、自動車検査独立行政法人と交通安全環境研究所の自動車審査部・リコール技術検証部はそれぞれ異なる専門性を有する組織であり、自動車審査部・リコール技術検証部の自動車検査独立行政法人への移管については、交通安全環境研究所の業務・体制上、その実現可能性や効果につき慎重に検討する必要がある。</p>
04 自動車の審査業務						

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
05 組織体制の整備	23年度から実施	<p>平成23年度においては、自動車事故対策機構からの移管について、本法人の施設改修の可否を検討する。検討に当たっては、改修費用と外部委託費用を比較するなど、費用の削減に資する形とする。</p>	2a	<p>平成23年度においては、自動車アセスメント事業における各試験項目について、施設改修の可否を把握するとともに、施設改修が必要な試験項目については改修に係る初期投資とランニングコストについて外部委託費用との比較を行ったところである。</p> <p>平成24年度については、交通研と日本自動車研究所との施設及び設備状況の差違が要因となる工数の差違の把握等を進めた。</p> <p>なお、自動車アセスメント事業の移管については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」（平成24年1月20日閣議決定）において「交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人の統合後の法人に移管」とされたが、「平成25年度予算編成の基本方針」（平成25年1月24日閣議決定）において当面凍結・再検討とされたため、改めて自動車アセスメント業務のあり方について検討しているところ。</p>	<p>「経済財政運営と改革の基本方針」（平成25年6月14日閣議決定）や「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）等の記載からも明らかのように、自動車をめぐる安全・安心の確保は、今後も我が国における重要な課題の1つであると考えられるところ、自動車事故対策機構が実施する自動車アセスメント業務は、結果の公表等を通じて安全性の高い自動車の普及や自動車メーカーによる意識向上に寄与（例：乗員死者数の削減効果：645人（平成19年）（平成20年度自動車事故対策機構作成の報告書より））することはもちろん、被害者援護業務や安全指導業務等の自動車事故対策機構が実施する他の業務と相互に連携（例：被害者援護業務等の知見・経験に基づくアセスメントの評価項目の追加）することによって、総合的対策を講じることが可能であり、自動車事故被害者の方々からも高い評価を得ているものである。</p> <p>交通安全環境研究所に自動車アセスメント業務を移管することについては、本来の趣旨が異なる保安基準審査と自動車アセスメントを単一の機関が実施することによって自動車アセスメントの趣旨が没却し、上記総合的対策が困難となることに加え、保安基準の審査用に整備されている現在の交通安全環境研究所の施設を自動車アセスメントの実施を可能なものに改修するためには、多額の費用を要することから、合理化・効率化は困難である。</p> <p>以上を踏まえると、自動車アセスメント業務の交通安全環境研究所への移管は適当ではない。</p>